

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

【告示】

○ 救急病院の認定
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

医療推進課
健康推進課

○ 知事指定薬物の指定の失効
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定
○ 保安林の指定の解除

医薬安全課
指導監査課
治山課

○ 保安林の指定予定
〃

○ 保安林の指定施業要件の変更
〃

【公告】

○ 土地改良区の定款変更の認可
○ 基本測量の実施
○ 公共測量の終了
○ 道路の位置の指定
○ 宅地建物取引業者の事務所所在地の不確知

耕地課
監理課
建築指導課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

〃

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

〃

◎岡山県告示第五百一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院を次のとおり認定した。

令和七年十一月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 病院の名称及び所在地

1 名称

倉敷シテイ病院

2 所在地

倉敷市児島阿津二―七―五三

二 認定年月日

令和七年十一月十一日

三 認定の有効期限

令和十年十一月十日

◎岡山県告示第五百二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和七年十一月十一日

指定を辞退した医療機関

名称

芳徳薬局入田店

所在地

美作市入田二二五―三

岡山県知事 伊原 隆 太

辞退年月日

令和七年十一月十日

◎岡山県告示第五百三号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

令和七年十一月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

1 N―（二―メチルフエニル）―N―「二―（二―フェニルエチル）ピペリジン―四―イル」プロパンアミド（通称名ortho―Methylfentanyl、o―Methylfentanyl）及びその塩類

2 ニ―（二―「（四―エトキシフェニル）メチル」―五―メチル―H―ベンゾ「d」イミダゾール―イル）―N・N―ジエチルエタン―アミン（通称名五―Methyl etodessnitazene、Etomethazene）及びその塩類

3 三―「二―（ジメチルアミノ）エチル」―H―インドール―四―イル||プロピオナート（通称名四―Propionamide）及びその塩類
指定の失効の理由

条例第二条第五号に規定する薬物に指定されたため

失効年月日

令和七年十一月八日

◎岡山県告示第五百四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和七年十一月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称 共同生活援助プラチナブルーム
 - 2 所在地 和気郡和気町益原二二―五
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 株式会社武田看護教育研究所
 - 2 主たる事務所の所在地 東京都千代田区九段南一丁目五番六号りそな九段ビル五F
- 三 指定年月日 令和七年十一月一日
- 四 事業所番号 三三二二三〇〇〇六六
- 五 サービスの種類 共同生活援助

◎岡山県告示第五百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和七年十一月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

倉敷市大畠一六六六の四六から一六六六の四八まで・一六六六の五一から一六六六の五三まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、一六六六の七三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岡山県庁及び倉敷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和七年十一月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除に係る保安林の所在場所

倉敷市大畠一六六六の四六から一六六六の四八まで・一六六六の五一から一六六六の五三まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、一六六六の七一、一六六六の七二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岡山県庁及び倉敷市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和七年十一月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

真庭市本庄字ハンザケ谷一五一三の二、一五一三の九

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和七年十一月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

新見市哲多町蚊家字高日名二七八六の四

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定め[○]ない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年十一月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
和気郡和気町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び和気町役場に備え置いて縦覧に供する。）

〔五〇〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和七年十一月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 土地改良区の名称

児島湾七区土地改良区

二 認可年月日

令和七年十一月四日

〔五〇一〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。
令和七年十一月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	井原市、高梁市及び新見市
測量の種類	基本測量（空中写真撮影）
測量期間	令和七年十二月二十二日から令和八年三月三十一日まで

〔五〇二〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、高梁市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和七年十一月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

測量区域	高梁市備中町平川 地内
測量の種類	公共測量（三級基準点測量）
終了年月日	令和七年十月三十日

〔五〇三〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令備中局 建第五四号 令和七年十月二十 四日	井原市西江原町字上次三三三四番 一	六・〇〇	六七・六二

〔五〇四〕宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり公告する。

令和七年十一月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 宅地建物取引業者名

商号又は名称

代表者名

事務所の所在地

エスト・イノベーション株式会社

片鍋 翔太

倉敷市東富井八三一番地三

二 一に掲げる者は、事務所の所在地を確知できないので、令和七年十二月十二日まで
に知事に申し出ること。

三 二に規定する申出がない場合は、一に掲げる者に係る宅地建物取引業者の免許は、
これを取り消す。

〔五〇五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和七年十一月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字帝釈前一七〇番一、一一七一番一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市中央二丁目六番三六号

株式会社吉備土地開発

代表取締役 渡邊 康晴

三 許可年月日及び許可番号

令和七年二月二十日岡山県指令建指第三九〇号

〔五〇六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和七年十一月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市真壁字帝釈前一一七〇番一、一一七一番一

二 公共施設の種類

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市中央二丁目六番三六号

株式会社吉備土地開発

代表取締役 渡邊 康晴

五 許可年月日及び許可番号

令和七年二月二十日岡山県指令建指第三九〇号